平成十三年

号外第三十八号

七月十二 日

木

選

挙

툱

職

務 所

> 代 理

者 氏 枝

山梨県選挙管理委員会

委

員

長

石

澤

道

夫

曜

\Box

次

目

2 学管理委員会

行う日時及び場所参議院山梨県選出議員選挙における政見放送の放送の順序を定めるくじを参議院山梨県選出議員選挙における政見放送の放送の順序を定めるくじを 参議院山梨県選出議員選挙の選挙長及びその職務を代理すべき者...... 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時 参議院山梨県選出選挙における選挙会の場所及び日時...... 参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長及びその職務を代理すべき者.....

行う日時及び場所参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを う日時及び場所参議院山梨県選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行参議院山梨県選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行

ことができる日参議院山梨県選出議員選挙におけるポスター 掲示場にポスターを掲示する

時及び場所称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日参議院比例代表選出議員選挙における参議院名簿届出政党等の名称及び略

個人演説会等を開催することができる施設 参議院山梨県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額

所及び日時参議院山梨県選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき場 参議院山梨県選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所

場所及び日時参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき

: =

日 場

時 所

平成十三年八月一日

午前十時三十分

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第三十一号

務を代理すべき者を次のとおり選任した。 平成十三年七月二十九日執行の参議院山梨県選出議員選挙における選挙長及びその職

平成十三年七月十二日

Щ

県

公

報 号

外

第三十八号 平成十三年七月十1

日

山梨県選挙管理委員会告示第三十二

九〇五番地の二南巨摩郡増穂町青柳町

石

道 名

夫

山梨市落合八六〇番地

 \equiv

勇 名

雄

住

所

氏 澤

住

その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。 平成十三年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び

平成十三年七月十二日

山梨県選挙管理委員会

委 員 長 石 澤 道

夫

一号市 市 市 北 新	住	選
三丁目三番	所	挙 分
神宮寺英雄	氏名	会長
八六一番地北都留郡上野原町棡原	住	職務代
山口創生	氏名	理者

八甲

山梨県選挙管理委員会告示第三十三号

日時は、 平成十三年七月二十九日執行の参議院山梨県選出議員選挙における選挙会の場所及び 次のとおりである。

平成十三年七月十二日

山梨県選挙管理委員会

員 長 石 澤 道

夫

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

山梨県選挙管理委員会告示第三十四号

会の場所及び日時は、 平成十三年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙の山梨県における選挙分 次のとおりである。

平成十三年七月十二日

山梨県選挙管理委員会

員 長 石 澤 道

夫

日 場 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

_ 時 所 平成十三年八月一日 午前十一時

山梨県選挙管理委員会告示第三十五号

とおりである。 項の規定により、 て、政見放送及び経歴放送実施規程 (平成六年自治省告示第百六十五号)第十四条第一 平成十三年七月二十九日執行の参議院山梨県選出議員選挙における政見放送につい 山梨県における放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次の

平成十三年七月十二日

山梨県選挙管理委員会

員 石 澤 道

夫

日 所 時 平成十三年七月十二日 午後五時十五分

甲府市丸の内一丁目六番一号

場

山梨県選挙管理委員会事務室

山梨県選挙管理委員会告示第三十六号

の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、 ついて、公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第百六十九条第五項の規定により、そ 平成十三年七月二十九日執行の参議院山梨県選出議員選挙における選挙公報の発行に 次のとおりである。

平成十三年七月十二日

山梨県選挙管理委員会

石 澤 道

夫

日 時 平成十三年七月十三日 午後五時十五分

所 甲府市丸の内一丁目六番一号

場

山梨県選挙管理委員会事務室

山梨県選挙管理委員会告示第三十七号

により、その掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。 報の発行について、公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号)第百六十九条第五項の規定 平成十三年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙の山梨県における選挙公

平成十三年七月十二日

山梨県選挙管理委員会

委 員 長 石 澤

道

夫

場 日 所 時 甲府市丸の内一丁目六番一号 平成十三年七月十七日 午後五時十五分

山梨県選挙管理委員会事務室

山梨県選挙管理委員会告示第三十八号

を掲示することができる日は、 二十五年法律第百号) 第百四十四条の二第五項の規定により、公職の候補者がポスター 平成十三年七月二十九日執行の参議院山梨県選出議員選挙における公職選挙法(昭和 次のとおりである。

平成十三年七月十二日

山梨県選挙管理委員会

委 員 툱 石 澤 道

夫

ポスターを掲示することができる日 平成十三年七月十二日

山梨県選挙管理委員会告示第三十九号

じを行う日時及び場所は、 及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示の山梨県における掲載の順序を定めるく (昭和二十五年法律第百号) 第百七十五条第三項の規定により、名簿届出政党等の名称 平成十三年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、 次のとおりである。 公職選挙法

平成十三年七月十二日

山梨県選挙管理委員会

委 員 長 石 澤 道

夫

日 所 時 平成十三年七月十二日 午後七時

= 場 甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県選挙管理委員会事務室

山梨県選挙管理委員会告示第四十号

いての選挙運動に関する支出金額の制限額は、 二十五年法律第百号)第百九十四条第一項の規定による山梨県における候補者一人につ 平成十三年七月二十九日執行の参議院山梨県選出議員選挙における公職選挙法(昭和 次のとおりである。

平成十三年七月十二日

山梨県選挙管理委員会

員 長 石 澤 道 夫

制限額 三千二百八十六万六千九百円

山梨県選挙管理委員会告示第四十一号

の報告があった。 一項第三号の個人演説会等を開催することができる施設として、次の施設を指定した旨一項第三号の個人演説会等を開催することができる施設として、次の施設を指定した旨公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第三項の規定に基づき、同条第

平成十三年七月十二日

山梨県選挙管理委員会

委 員 長 石 澤 道

夫

コングセンター 一口番地 一口番地 一口番地 一口番地 一口番地 一口番地の一 一口番車 一口番車	- n	4 //	 _	
1 中巨摩郡八田村野牛島二二 中巨摩郡八田村野牛島二二 一中三摩郡八田村榎原八〇〇 一番地の一 一	ニングセンタハ田村農業者	センター八田村高度農	センター 帯村環	名
	トレー	業情報	境 改 善	称
	四巨 番摩 地郡	番 地 摩 郡 八	番巨地摩の郡	所
	八田村野牛	八田村榎原:	西町鮎沢	在
八田村選挙管理委員会八田村選挙管理委員会	島二	八00	=	地
		八田村選挙管理委員会	甲西町選挙管理委員会	指定選挙管理委員会

参議院山梨県選出議員選挙選挙長告示第一号

う場所を次のとおり定める。 平成十三年七月二十九日執行の参議院山梨県選出議員選挙における選挙長の事務を行

平成十三年七月十二日

参議院山梨県選出議員選挙

選挙長石澤道

夫

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県選挙管理委員会事務室

(ただし、平成十三年七月十二日 午前八時三十分から正午までに限り、甲府市丸

の内一丁目九番十一号 山梨県県民会館六階会議室とする。)

参議院山梨県選出議員選挙選挙長告示第二号

である。 び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりび第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおり和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及和二十五年七月二十九日執行の参議院山梨県選出議員選挙において、公職選挙法(昭平成十三年七月二十九日執行の参議院山梨県選出議員選挙において、公職選挙法(昭

平成十三年七月十二日

参議院山梨県選出議員選挙

選挙長石澤道

夫

場 所 甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県選挙管理委員会事務室

日 時 平成十三年七月二十六日 午後五時十五分

=

参議院比例代表選出議員選挙山梨県選挙分会長告示第一号

き場所及び日時は、次のとおりである。 項及び第五項の規定により山梨県における選挙分会の選挙立会人を定めるくじを行うべ(昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四平成十三年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法

平成十三年七月十二日

参議院比例代表選出議員選挙

山梨県選挙分会長 神宮 寺 英雄

場 所 甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県選挙管理委員会事務室

日 時 平成十三年七月二十六日 午後五時三十分

	,
発行者	山梨
山梨	山梨県公報号外
県甲	号 外
甲府市丸の内一丁目六番一号	第三十八号
不番一号	平成十三年七月十二日
印	月十二
印刷所株	
㈱サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
丁目六	
番	
	四四
	1